

超高齢社会における高齢者の居住の安定確保のあり方等に関する調査事業

平成25年6月3日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、高齢者居住安定化推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

超高齢社会における高齢者の居住の安定確保のあり方等に関する調査事業

(2) 事業目的

我が国の高齢者人口は急速に増加しつつあり、その傾向は特に都市部やその近郊部で顕著となることが予測されている。特に2025年には団塊の世代が後期高齢者になり、要介護認定者等の増加が見込まれることなどから、高齢者の住まいの確保や、生活支援・介護・医療サービスの提供体制の確保を図ることが急務となっている。また、急増する高齢者には、低所得者も含まれており、今後公的賃貸住宅等も活用しつつ低廉な家賃の高齢者向けの住宅の確保を図ること等が求められている。

こうした取組みの実施に当たっては、各地域における住宅・福祉等の施策の連携が不可欠である。具体的には、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく、高齢者等居住安定確保計画において、介護保険事業支援計画や老人福祉計画との調和を図りつつ、当該都道府県の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を定め、総合的かつ計画的な施策の実施が求められるほか、地域包括ケアシステムの構築に向け、日常生活圏域を対象に、市町村における総合的かつ計画的な施策の実施も求められる。

本事業は、特に大都市近郊部における高齢者世帯の急増に対応した居住安定確保方策の全体像及び将来への道筋を描くための高齢者の住まいの確保のあり方、サービス付き高齢者向け住宅をはじめとした高齢者向け住宅の供給目標の考え方等について検討を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、今後の高齢者の居住の安定確保を図るための住宅・福祉等の施策連携による総合的な取組みの推進方策を示すことを目的とする。

(3) 事業内容

以下の事項を全て含む高齢者等の居住安定化の推進に係る調査を実施する。

- ①特に大都市近郊部における高齢者世帯の急増に対応した居住安定確保方策の全体像及び将来への道筋を描くための、高齢者の住まいの確保のあり方に関する検討
- ②サービス付き高齢者向け住宅をはじめとした高齢者向け住宅のハード整備とサービスの提供方法等のあり方と供給目標の考え方に関する検討
- ③地方公共団体における高齢者居住安定確保計画の的確な策定等による住宅・福祉等の施策連携のあり方の検討
- ④低所得高齢者の居住の安定確保方策のあり方の検討

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成25年6月下旬 ～ 平成26年3月31日(月)

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅指導係
- ②住所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電話 03-5253-8111 (内線 39-855)
- ④F A X 03-5253-8140
- ⑤電子 mail tabushi-s256@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成25年6月3日(月)から平成25年6月13日(木)
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成25年6月14日(金) 18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Adobe acrobat Reader9」以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は3.(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則破棄する。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出の際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。